

令和5年 第8回農業委員会総会 議事録

1. 日 時	令和5年8月10日（木）午前9時36分～		
2. 場 所	にかほ市金浦庁舎 第3会議室		
3. 委員総数	12名		
4. 出席した委員（8名）	2番 加藤朋光 4番 須田貴志	3番 佐々木鋼記 5番 齋藤一成 6番 巴 朋之	10番 森 孝良 11番 遠藤 豊 12番 小林 豊 (傍聴人 推進委員 伊藤盛雄)
5. 欠席した委員（4名）	1番 佐々木純子 9番 佐藤久美子	7番 須藤孝子	8番 須田 久
6. 総会議長	会長 小林 豊		
7. 議事録署名委員	3番 佐々木鋼記	4番 須田貴志	
8. 出席した事務局職員	事務局長 小森俊英 主査 齊藤雄介	副主幹班長	村上裕子
9. 議事日程	第1 議事録署名委員の指名 第2 会議書記の指名 第3 会期の決定 第4 諸般の報告 第5 議案審議		
報告第12号	農地の転用事実に関する照会について ・・・【3件】		
議案第29号	農地法第3条の規定による所有権移転の件について ・・・【4件】		
議案第30号	農地法第5条の規定による使用目的変更に伴う賃借権設定の件について ・・・【1件】		

議案第 3 1 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件について . . .【 1 件】

議案第 3 2 号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について . . .【 1 件】

◆事務局長 ただ今より、令和 5 年第 8 回農業委員会総会を開催いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。
(開会 午前 9 時 3 6 分)

◇会長 お盆前のお忙しい中、出席頂きましてありがとうございます。にかほ市はそれほどでもありませんでしたが、先月の局地的な大雨で秋田市ほか、いくつかの市町村で被害がありましたので、中央地区会長会にてお見舞いを申し上げてきました。その後は雨が降らず、この後の週間天気予報でも雨予報がなく、約 1 ヶ月間、雨が降っていないという状態です。

加えて、高温が続いております。「地球温暖化」と言われてきましたが、先日、国連の事務総長は「地球沸騰化」と表現するような状態です。台風も進路が定まっておらず、今後の行方が気になるところです。

これから、米に限らず畑作物についても、今後影響を受けるものと思われまます。被害の無いように祈るところですが、管理を徹底して、被害を最小限にするような努力をしなければならぬのかな、とも思っております。

天気以外にも、資材、燃料の高騰対策など、国や県への要望も出てくることもあろうかと思っております。本日は、県の農業委員会大会に向けた要望事項にも検討したいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

◆事務局長 ありがとうございます。
これより議事に移ります。議事の進行は、にかほ市農業委員会会議規則第 6 条の規定に基づき会長が議長になりまして進めさせていただきます。会長、よろしく申し上げます。

◇議長 それでは審議に入る前に欠席者を報告します。1 番 佐々木純子委員、7 番 須藤孝子委員、8 番 須田久委員、9 番 佐藤久美子委員より欠席の届け出がありました。

ただ今の出席委員は、委員総数 1 2 名中 8 名です。出席委員は過半数に達しております。よって本日の会議は成立いたします

す。

◇議長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。
3番 佐々木鋼記委員、4番 須田貴志委員 の兩名にお願いいたします。

◇議長

日程第2 会議書記を指名いたします。
会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。

◇議長

日程第3 会期の決定の件を議題といたします。
会議の会期は、本日1日限りと決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声あり〉・・・

◇議長

ご異議ないようですので、会期は本日1日限りといたします。

◇議長

日程第4 諸般の報告
7月13日、由利畜産共進会が由利本荘市（旧大内町）あきた総合家畜市場で開催され、遠藤職務代理から出席いただいております。8月2日、地域計画策定に向けた、上郷地域の地域農業者協議会が鶴泉荘で開催され、市より農業委員の出席要請がありましたので、上郷地域の農業委員・推進委員皆さんから出席いただいております。8月8日、中央地区農業委員会会長会の臨時総会が秋田市で開催され、出席しております。会員市町の農業委員改選に伴う、役員の選任等についての案件でありました。

◇議長

日程第5 議案審議に入ります。
報告第12号 農地の転用事実に関する照会について を上程します。一括して事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書3ページになります。
農地の転用事実に関する照会が、秋田地方法務局本荘支局よりありました。
まず、報告第12号-1についてであります。位置図、公図を議案書4ページから6ページに掲載しておりますが、場所は、市役所象潟庁舎から長岡方面へ向かう市道象沿いにある、登記地目が田の土地になります。当該地は、中山間地域等直接支払交付金制度の対象農地となっておりましたので、農地として回答しております。現地につきましては、森委員、須田推進委員

に確認していただいております。

次に、報告第12号-2についてであります。位置図、公図を議案書7、8ページに掲載しておりますが、場所は、小滝集落内の住宅裏手にある、地目が畑の土地であります。こちらは、昭和57年に登記地目が宅地から畑に変更されていましたが、税務課の課税台帳の登記地目に変更されておらず、農業委員会の農地台帳にも登載されていなかったことから、非農地として回答しております。この経緯につきましては巴委員に説明し、了承いただいております。

最後に、報告第12号-3についてであります。位置図、公図を議案書9、10ページに掲載しておりますが、場所は金浦の観音瀉から漁港へ向かう市道と、金浦の中心部から飛集落へ向かう市道との交差点付近にある、登記地目が田の土地になります。当該地は令和元年10月に、隣接及び周辺の畑と共に原野へ地目変更したいと相談があった農地ですが、同年9月の解約まで当時の借受人が草刈等管理していたことから、解約後すぐの非農地判断は難しい旨説明し、隣接・周辺の畑のみを非農地と判断しておりました。当該地についてはその後、新たな耕作者も見つからず、所有者も県外在住で管理も不可能なことから、雑草が伸び放題で荒廃地化しておりましたので、非農地として回答しております。現地につきましては、須田委員、須藤委員に確認していただいております。

◇議長

報告第12号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、報告第12号については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第29号 農地法第3条の規定による所有権移転の件について を上程します。一括して事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書 11 ページ、12 ページになります。

議案第 29 号-1 は、譲渡人が県外在住で管理できないことから所有権移転するものでありまして、売買金額は全部で [REDACTED] 円です。譲受人は農地所有適格法人の代表者を務めており、今後、法人へ貸し付けられる予定となっております。

議案第 29 号-2 の申請地は、昨年まで譲受人の親へ利用権設定されていた農地であります。譲渡人は現在施設に入所中であり、所有する農地も申請地のみであるため、利用権の期間満了を機に所有権移転で話し合っていたもので、売買金額は全部で [REDACTED] 円となっております。

議案第 29 号-3 は、譲受人の希望により所有権移転するものであります。譲受人は飲食店を経営しており、店で使用する野菜を自家栽培するため、農地を取得しようとするものです。売買金額は全部で [REDACTED] 円となっております。

議案第 29 号-4 も、譲受人の希望により所有権移転するものであります。譲受人は、関地区にあった自己所有地でブルーベリーを栽培しておりましたが、一部を残して高速道路用地として買収されたため代替地を探しておりました。申請地は譲受人の所有地に隣接していることから、売買金額 [REDACTED] 円で合意したものです。

それぞれの譲受人の経営状況は議案に記載のとおりであり、農地法第 3 条第 2 項のいずれにも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

◇議長

議案第 29 号の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、はじめに議案第 29 号-1 について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

次に、議案第 29 号-2 について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

举手全員ですので、許可することに決定いたします。
次に、議案第29号-3について、許可することに賛成の方の举手を求めます。

・・・〈举手全員〉・・・

◇議長

举手全員ですので、許可することに決定いたします。
次に、議案第29号-4について、許可することに賛成の方の举手を求めます。

・・・〈举手全員〉・・・

◇議長

举手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第30号 農地法第5条の規定による使用目的変更に伴う賃借権設定の件について を上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書は13ページからとなります。

議案第30号は、大須郷地区に設置されている風力発電設備の撤去・解体に伴う農地の一時転用であります。議案書の21ページから23ページにかけて、位置図、現況写真、土地利用計画図を掲載しておりますが、場所は、旧上浜小学校から南に約900mのところ、1基だけ建っている風力発電設備に隣接する農地です。

平成14年に設置した風車ですが、耐用年数を迎えたことから解体・撤去することとなり、そのための作業ヤードとして農地を一時転用するものです。

転用許可の要件である農地区分は、農振農用地区域内農地であり原則転用は出来ませんが、仮設等の一時的な利用でありますので、不許可の例外として認められております。現地につきましては、由利地域振興局職員及び森委員と須藤推進委員に確認していただいております。

◇議長

議案第30号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第30号について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定します。

◇議長

次の議案に移ります。

議案第31号 農地法第5条の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件について を上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書は24ページからになります。

30ページに位置図と航空写真がありますが、申請地は、仁賀保の薫風苑駐車場から南西に約300mに位置する、院内字上横根地内にある農地です。申請地は令和4年11月の総会で、個人住宅建築のための農地転用が審議された農地の残地であります。

譲受人は電気設備工事業を営んでおり、申請地向いに住居兼事務所を構えております。これまでは住居兼事務所の敷地を車両や資材の保管場所として使用しておりましたが、事業規模の拡大により、そのスペースの確保が難しく、頭を悩ませていたところ、転用によって生じた残地が、利便性からも面積的にも条件と合致することから、駐車場兼資材置場として整備するものです。

農地区分については、住宅が連坦していることから、転用が許可される第3種農地と判断しております。現地につきましては、由利地域振興局職員及び遠藤委員、佐藤委員に確認いただいております。

◇議長

議案第31号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第31号について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定します。

◇議長 次の議案に移ります。
議案第32号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について を上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長 議案書32ページとなります。市長より、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定を求められております。

議案第32号は賃借権の再設定1件のみであります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

以上の計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると考えます。

◇議長 議案第32号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 ご質問、ご意見ないようであれば、議案第32号について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長 以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。
これをもちまして総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(閉会 午前9時59分)

